

# 居宅介護支援重要事項説明書

<2014年 2月 1日 現在 >

## 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0957-87-5628(8:00~17:30)

担当 管理者

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 加津佐町在宅介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	加津佐町在宅介護支援センター
所在地	長崎県南島原市加津佐町乙9番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 (長崎県 4271400055号)
サービスを提供する地域 *	南島原市(加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町) 雲仙市(南串山町)

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(兼任)	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名		2名
	介護支援専門員	1名		1名

### (3) 営業時間

平日	8:00~17:30
土	8:00~17:30

\* 緊急連絡電話(24時間、365日対応) 0957-87-5628

### (4) 休業日

日曜

## 3. 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

要介護者(及び要支援者)等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (1) 運営方針

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。また、利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス及び介護予防サービス計画に基づいて介護サービス及び介護予防サービスが提供されるよう配慮して行う。

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介されたにおいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供する。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。

#### 4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 支援事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議等、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- ② 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- ③ 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- ⑤ 支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について決すべき課題を把握し、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑥ 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- ⑦ 支援事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変更に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。また、支援事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に代わって要介護認定等の申請を行います。
- ⑧ 支援事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、長崎県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 5. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日利用者の住所地である市町村区の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が40件未満
要介護1・2	1,000単位/月
要介護3・4・5	1,300単位/月

居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が40件以上60件未満の場合において40件以上の部分
要介護1・2	500単位/月
要介護3・4・5	650単位/月

居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が60件以上の 場合において40件以上の部分
要介護1・2	300単位/月
要介護3・4・5	390単位/月
サービス提供地域外加算	2の(1)に記載されているサービス提供地域以外に お住まいの場合 上記各単価の5/100に相当する単価が加算されます。

[その他加算]

初回加算(Ⅰ) 初回時	300単位/月
特定事業所加算(Ⅰ)	500単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	300単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月
退院・退所加算	300単位/回
認知症加算	150単位/月
独居高齢者加算	150単位/月
複合型サービス事業所連携加算	300単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月

(2) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。  
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

## (2) サービスの終了

### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合

### ④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

## 7. 当事業所の居宅介護支援のサービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上各種研修会に参加させます。
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	前記5の(3)参照

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 当事業所は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において個人の情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は日本興亜損保と損害賠償保険契約を結んでおります。

## 10. サービス内容に関する苦情

(1)利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 常時、事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたる。
- ② 担当者は基本的に主任介護支援専門員とし、不在の場合はその他従事者、または併設施設の事務担当者が対応し、その後主任介護支援専門員に連絡する。

当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者

電話 0957-87-5628

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情等が確認された場合は、早急に担当介護支援専門員が対応し、管理者に報告を行う。対応する担当介護支援専門員は、管理者の判断により、その者の対応では不適切と考えられる場合は、管理者又は他の従事者が対応する体制をとる。

対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行う。

苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行う。

(3)その他相談窓口

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 南島原市

担当 地域福祉課 高齢福祉班 TEL 050-3381-5051

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通) FAX 095-826-1779

## 11. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白寿会
代表者役職・氏名	理事長 原口静彦
本部所在地・電話番号	長崎県南島原市加津佐町丙1855番地2 電話:0957-87-4887
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 3カ所
	短期入所生活介護 3カ所
	通所介護 2カ所
	訪問介護 3カ所
	在宅介護支援センター 2カ所
	居宅介護支援事業者 3カ所
	配食サービス 1カ所
	認知症対応型共同生活介護 2カ所
	認知症対応型通所介護 2カ所
	共用型認知症対応型通所介護 1カ所
	サービス付高齢者向け住宅 1カ所

## 12. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 白寿会  
<事業者番号> 加津佐町在宅介護支援センター 4271400055  
<住所> 長崎県南島原市加津佐町乙9番地  
<代表者名> 原口 静彦 印

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けたことについてその内容に同意します。

また、平成21年4月に行われた介護報酬改定に伴う利用料金変更についても同意いたします。

利用者 住所  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印